

群馬県立女子大学 電気・冷暖房設備運転管理等業務委託契約書（案）

(總則)

第1条 甲は、群馬県佐波郡玉村町上之手1395番地1に所在する群馬県立女子大学の電気・冷暖房設備運転管理等業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

第2条 委託業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 契約の内容 別添「群馬県立女子大学 電気・冷暖房設備運転管理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(2) 委託金額 金 ○○○○○○○円
(うち消費税及び地方消費税額 金 ○○○○○○円)

(3) 契約期間 令和8年4月1日 から 令和11年3月31日 まで

(4) 契約保証金 免除

(従事者)

第3条 乙は、委託業務の実施に必要な資格を有する乙の従業員を、委託業務の実施に必要な範囲において、甲の指定する場所に勤務させることとする。（以下当該勤務する乙の従業員を「従事者」という。）

- 2 乙は、従事者の健康、身元、風紀、衛生及び作業規律の維持について一切の責任を負わなければならない。
 - 3 甲は、従事者について著しく不適当と認められる者があったときは、乙に対してその理由を明示して、その交替を求めることができる。

(使用者の法的義務)

第4条 乙は、委託業務の従事者に対して、民法、労働基準法、健康保険法、労働災害補償保健法、その他法律に規定されている事業主又は使用者としてすべての義務を負わなければならない。

(電気主任技術者の権限)

- 第5条 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

 - 2 自家用電気工作物の工事、維持及び運用の従事者は、電気主任技術者として選任するものがその保安のためにする指示に従うこと。
 - 3 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

(資材)

第6条 委託業務に使用する用具及び消耗品は、使用前に甲の検査を受けたものでなければならない。

2 委託業務に使用するための甲から乙への支給材料は、その都度乙の求めにより支給する。

(施設、設備等の使用)

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり、甲の指定により甲が管理する建物及び施設設備を利用することができます。

2 委託業務を実施するために使用する電気、水道等の費用は甲が負担する。ただし、乙は電気、水道等の使用にあたっては、節電及び節水に充分配慮し、省エネルギー、省資源に努めなければならない。

(臨機の措置)

第8条 乙は、災害防止等のため、特に必要があると認められるときは、臨機の措置を取らなければならない。

2 前項の場合において、乙はその取った措置について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙は、委託業務の実施にあたり、乙の責めに帰する事由により甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務の改善、監督)

第10条 甲は、乙に対し委託業務の実施状況について隨時に検査を行い、又は報告を求めることができる。

2 甲は、前項の検査又は報告内容確認の結果、乙の実施する委託業務が仕様書に適合しないと認めるときは、その委託業務の改善、若しくは停止、その他の措置を求めることができる。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施上知り得た甲の秘密を漏らしてはならない。

(修理事項)

第12条 委託業務の対象である、施設設備等の日常使用による消耗、破損及び故障に伴う修理は、乙がこれを実施する。ただし、乙が単独にて実施し得ないような修繕を要する場合は、甲乙協議のうえ処理方法を決定する。

(検査)

第13条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告をうけたときは、速やかに委託業務の実績について検査を行わなければならない。

(支 払)

第14条 乙は月単位での委託業務完了後、各月支払額の請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書が正当であると認めたときは、委託業務を完了した日の属する月の翌月末日までに乙に対して委託料を支払うものとする。ただし、乙からの請求書が当該月の翌月末日の支払手続期限日までに提出されない場合は、甲が正当な請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1) 電気設備業務

ア 電気設備運転管理は、毎月実績により支払う。

1カ月につき 金 ○○○○円

イ 電気設備精密点検は、実績により支払う。

1回につき 金 ○○○○円

(2) 土曜日管理勤務は、毎月実績により支払う。

1カ月につき 金 ○○○○円

(3) 冷暖房設備等業務

ア 冷暖房設備等管理は、毎月実績により支払う。

1カ月につき 金 ○○○○円

イ 空調機点検（1号館（1・2・26号教室）・2号館）、空調機フィルター清掃（1号館・2号館）、全熱交換機フィルター清掃（1号館（1・2・26号教室）・2号館）は、実績により支払う。

・空調機点検（1号館（1・2・26号教室） 1回につき 金 ○○○○円

・空調機フィルター清掃（1号館・2号館） 1回につき 金 ○○○○円

・全熱交換機フィルター清掃（1号館（1・2・26号教室）・2号館）

1回につき 金 ○○○○円

(4) 建築物衛生業務

ア 建築物環境衛生管理技術者選任、給水中残留塩素測定・給湯中残留塩素測定・雑用水中残留塩素測定、雑用水水質検査（pH・臭気・外観・残留塩素）は、毎月実績により支払う。

・建築物環境衛生管理技術者選任 1カ月につき 金 ○○○○円

・給水中残留塩素測定、給湯中残留塩素測定、雑用水中残留塩素測定

1カ月につき 金 ○○○○円

・雑用水水質検査（pH・臭気・外観・残留塩素）

1カ月につき 金 ○○○○円

イ 空気環境測定、雑用水水質検査（濁度・大腸菌）は、隔月（偶数月）実績により支払う。

・空気環境測定 1回につき 金 ○○○○円

・雑用水水質検査（濁度・大腸菌） 1回につき 金 ○○○○円

ウ 飲料水水質検査・給湯水水質検査、貯水槽清掃・貯湯槽清掃・雑用水槽清掃、及び消毒管理業務は、実績により支払う。

・飲料水水質検査・給湯水水質検査（16項目検査）

※項目および実施頻度は水道法第4条に基づくものとする。

1回につき 金 ○○○○円

・飲料水水質検査・給湯水水質検査（12項目検査）

※項目及び実施頻度は水道法第4条に基づくものとする。

1回につき 金 ○○○○円

・貯水槽（受水槽・2号館貯水槽）清掃・貯湯槽清掃・雑用水槽（1号館用・2号館用・沈砂槽）清掃

1回につき 金 ○○○○円

・消毒管理業務

1回につき 金 ○○○○円

エ 排水管・汚水管清掃は、実績により支払う。

1回につき 金 ○○○○円

オ 廉房排水管・グリストラップ清掃は、実績により支払う。

1回につき 金 ○○○○円

（5）地下灯油タンク貯蔵所法定点検

1回につき 金 ○○○○円

（譲渡禁止等）

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（業務内容の変更）

第16条 甲は、必要があると認めるときは書面をもって乙に通知し、委託業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができるものとし、当該変更又は一時中止がこの契約に定める委託金額その他の契約条件に影響を及ぼすものであると認めるときは、変更契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

（甲の解除権）

第17条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約条項に違反したとき。

（2）乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

（3）乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

（4）乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合に

はその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。) が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

- (5) 乙が本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等(以下「下請契約等」)の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず、当該相手方との下請契約等を解除しなかったとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約が解除したときは、乙に対し違約金として委託金額の100分の10に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- 4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会(以下「苦情検討委員会」という。)から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。
- 5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。
- 6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令)又は同法第85条第1項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超える存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第19条 乙が、第17条第2項並びに前条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定す

る期間内に支払わないときは、甲は乙に対して遅延利息を請求できるものとする。

2 前項の遅延利息の額は、履行期限の到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払部分の金額相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

(乙の解除権)

第20条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第16条第1項の規定により委託業務内容を変更したため、頭書の委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となつたとき。

2 前項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で残存する委託金額相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、甲に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(暴力団員等による不当介入があった場合の届出義務)

第21条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項、及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県公立大学法人契約事務取扱規程及びその他関連法令の定めによるものとし、なお疑義があるときは甲乙協議してこれを定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

(甲) 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1395番地1
群馬県公立大学法人 理事長 高田 邦昭

(乙) ○○○○○○
○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○